

宮崎県飼養衛生管理指導等計画

(令和6～8年度)

令和8年4月1日

宮崎県

目次

はじめに	1
第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向	
I 宮崎県の畜産業の現状	1
II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題	1
1 本県における家畜伝染病の発生状況	
2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題	
3 課題に対し関係者が取り組むべき備え	
III 指導等の実施に関する基本的な方向	6
1 指導等に関する基本的な方向	
2 指導等の実施に関する基本的な方向	
第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項	
I 実施方針	8
第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項	
I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項	10
1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針	
2 各年度の優先事項等	
3 計画の見直し	
II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項	16
1 より適切な埋却地の確保	
2 大規模所有者が講ずる措置	
3 農場の分割管理の取組	
第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項	
I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針	16
第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項	
I 都道府県の体制整備	17
1 家畜防疫員の確保	
2 家畜防疫員の育成	
II 飼養衛生管理者の選任、研修等	17
1 飼養衛生管理者の選任に関する方針	
2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針	
3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針	
III その他指導等の実施体制に関する事項	18

- 1 年間指導スケジュール
- 2 家畜伝染病予防法第12条の6に係る命令違反者の公表について

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針	20
II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針	22
III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針	22

令和6年度宮崎県飼養衛生管理指導等計画

（ 令和 8 年 4 月 1 日
宮 崎 県 公 表 ）

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 宮崎県の畜産業の現状

- 1 県内における家畜の飼養頭数は、肉用牛 248,400 頭（全国3位）、乳用牛 12,400 頭（全国12位）、豚 721,900 頭（全国3位）、採卵鶏 3,098 千羽（全国21位）、ブロイラー 28,155 千羽（全国2位）である。本県における畜産業は、高齢化、後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進む一方、規模拡大が進んでいる状況である。

令和7年2月1日現在（単位：頭、千羽）

区分	全国	九州	県順位					備考	県/ 全国 シェア
			1	2	3	4	5		
肉用牛	2,595,000	956,300	北海道 544,700	鹿児島県 360,400	宮崎県 248,400	熊本県 133,200	長崎県 91,100		9.5%
乳用牛	1,293,000	94,200	北海道 816,800	栃木県 51,400	熊本県 41,900	岩手県 37,600	群馬県 31,000	宮崎県⑫ 12,400	1.0%
豚	8,798,000	2,753,000	鹿児島県 1,200,000	北海道 752,200	宮崎県 721,900	群馬県 610,800	千葉県 580,700		8.2%
採卵鶏	168,599	21,601	千葉県 14,129	茨城県 12,109	鹿児島県 10,196	岡山県 10,036	群馬県 9,602	宮崎県⑳ 3,098	1.8%
肉用鶏	144,859	74,080	鹿児島県 32,003	宮崎県 28,155	岩手県 23,604	青森県 7,639	北海道 5,531		19.0%

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題等

1 本県における家畜伝染病の発生状況

- (1) 口蹄疫については、平成22年に本県で発生が確認されて以降、国内での発生は確認されていない。しかしながら、東アジアなどの周辺国において断続的に発生が続いており、本病ウイルスの県内への侵入を警戒する必要がある。
- (2) 豚熱については、令和5年8月に佐賀県内の飼養豚で発生が確認されたことを受け、本県では同年9月27日からワクチン接種を開始している。また、令和7年4月に県内の野生イ

ノシシで初めて豚熱感染が確認され、農場へのウイルス侵入リスクが高まっているため、これまで以上に警戒する必要がある。

- (3) アフリカ豚熱については、日本を除く近隣諸国において継続して発生が確認されている。特に韓国では、農場での発生や野生イノシシへの感染が拡大しており、本病ウイルスの県内への侵入リスクがこれまで以上に高まっていることから、最大限に警戒する必要がある。
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) については、平成 22-23 年、26 年、平成 28-29 年、令和 2-3 年、令和 4-5 年、令和 6-7 年、令和 7-8 年シーズンに本県で発生が確認されている。特に国内では令和 4 年においてこれまでで最も早い 10 月に岡山県での発生が確認されて以降、26 道県 84 事例と過去最多の発生となった。さらに世界的には、令和 5 年は夏季においても発生が継続するなど、本病ウイルスがその伝播に関与する渡り鳥より県内へ持ち込まれるリスクは常に高い状況にあるため、引き続き、より厳重に警戒する必要がある。

(5) 年次別監視伝染病発生の推移

(単位：頭、羽、群 (口蹄疫・HPAI については、殺処分件数及び頭羽数を記載))

疾病名	年次	平成									令和						
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
口蹄疫	戸数	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数 (約 万)	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヨーネ病	戸数	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	0	1	3	3	0	2
	頭数	0	0	1	0	0	2	2	7	1	0	0	1	5	3	0	5
馬伝染性貧血	戸数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎	戸数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
HPAI	戸数	0	13	0	0	2	0	1	1	0	0	9	3	2	1	1	2
	羽数 (約 万)	0	101	0	0	4.6	0	12	17	0	0	57	35	31	9.9	2.7	7.9
腐蛆病	戸数	0	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	群数	0	28	10	2	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
アバ病 (生後感染)	戸数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪性カタル熱	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
牛ウイルス性 下痢	戸数	0	1	1	0	0	1	3	7	9	8	2	2	8	0	0	1
	頭数	0	1	1	0	0	1	4	9	14	16	5	5	13	0	0	3

疾病名		年次	平成						令和								
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
牛伝染性リンパ腫	戸数	32	37	46	62	53	108	100	118	130	48	59	183	164	68	68	87
	頭数	32	42	50	64	56	115	101	122	137	160	165	184	184	171	133	183
破傷風(牛)	戸数	8	22	9	16	9	10	4	13	14	13	23	13	21	21	20	15
	頭数	8	27	9	17	11	10	4	13	14	13	23	13	21	21	22	16
気腫直	戸数	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	頭数	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
レプトスピラ症(牛)	戸数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レプトスピラ症(犬)	戸数	4	6	2	2	1	2	0	1	1	0	1	1	1	0	4	3
	頭数	4	6	2	2	1	3	0	1	1	0	1	1	1	0	4	3
サルモネラ症(牛)	戸数	0	1	0	0	2	5	1	0	1	1	5	6	7	1	3	3
	頭数	0	1	0	0	3	5	1	0	1	2	48	6	9	1	3	3
サルモネラ症(豚)	戸数	2	1	2	0	5	3	4	4	2	3	4	6	4	3	3	1
	頭数	2	2	6	0	6	3	5	10	4	11	12	19	7	6	8	5
ネオスポラ症	戸数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
伝染性胃腸炎	戸数	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	1	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚繁殖・呼吸障害症候群	戸数	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	頭数	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5	2	1	1
豚流行性下痢	戸数	0	0	0	6	78	12	7	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	1503	272	43	29	4	11	2	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	戸数	6	4	8	14	12	25	23	13	17	9	7	12	6	10	9	6
	頭数	8	8	21	19	18	31	32	31	21	24	17	13	23	43	14	22
豚赤痢	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0	0
	頭数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	7	6	0	0	0	0
鶏痘	戸数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	羽数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マレック病	戸数	0	0	3	3	1	2	8	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	羽数	0	0	6	6	3	10	20	0	0	0	2	0	0	4	0	0
伝染性気管支炎	戸数	0	0	1	0	0	2	4	3	4	0	1	0	0	0	0	2
	羽数	0	0	6	0	0	10	13	30	21	0	3	0	0	0	0	8
伝染性ファブリキウス嚢病	戸数	0	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	羽数	0	0	0	0	348	8	0	0	0	5	0	8	0	0	0	16
鳥マイコプラズマ症	戸数	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	羽数	0	794	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0

疾病名	年次	平成									令和						
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
ロイコチトゾ ーン病	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	羽数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
アカリンダニ 症	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	2	3	3	2	4	0
	群数	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	2	3	3	2	5	0
バロア症	戸数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	
	群数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛等	<ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫については、平成12年及び平成22年に発生が確認され、特に平成22年は大規模な発生となったことから、国内初のワクチン接種を実施するなど終息までに4か月を要した(292事例、297,808頭)。これ以降、近隣諸国では散発的な発生はみられるものの、本県を含め国内において発生はしていない。 ・ヨーネ病については、平成27年に1戸2頭、平成28年に1戸2頭、平成29年に2戸7頭、平成30年に1戸1頭、令和3年に1戸1頭、令和4年に1戸5頭、令和5年に3戸3頭、令和7年に2戸5頭の発生が認められている。 ・牛伝染性リンパ腫(BL)については、平成29年に122頭、平成30年に137頭、令和元年に160頭、令和2年に166頭、令和3年に206頭、令和4年に184頭、令和5年に171頭、令和6年に133頭、令和7年に183頭の発生が認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛及び肉用牛経営においては、飼養規模の拡大が進んでいるものの、依然として中小規模の農場も多く、衛生管理区域の境界の明確化や出入口での車両消毒の実施、衛生管理区域における専用衣服の着用などの交差汚染防止対策が必ずしも十分とはいえない状況にあり、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病に対するバイオセキュリティレベルの向上が必要である。 ・ヨーネ病については、県内で散発的な発生がみられ、全国的にも増加傾向にあることから、県内の清浄化対策に加えて、県外からの導入牛に対する検査体制の維持が重要である。 ・BLについては、本県でも全国と同様に増加傾向にあるため、地域単位での清浄化対策に取り組んでいる。各地域での取組が継続できるように国の事業等を活用しながら支援する必要がある。
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱(CSF)については、養豚農場での発生は確認されていないが、令和7年4月に都城市内の野生イノシシで感染が確認された。 ・アフリカ豚熱(ASF)については、国内での発 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内における豚熱のまん延状況から、農場における防護柵や防鳥ネット等の整備など野生動物侵入防止対策及び畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置など交差汚染防止対策の徹底が重要である。さらに、予防的ワクチン接種について、免疫

	<p>生は確認されていない。また、令和元年以降、死亡及び捕獲野生イノシシの遺伝子検査を実施し、清浄性を確認している。</p>	<p>付与状況確認検査を踏まえながら継続的かつ確実な実施が必要である。また、野生イノシシでの感染を受け、捕獲強化や経口ワクチン散布等のウイルス拡散防止対策が重要である。</p> <p>・ASFは有効なワクチンがないことから、農場及び豚舎へウイルスの侵入を防止するため、防護柵や防鳥ネット等の整備など野生動物侵入防止対策及び畜舎ごとの専用衣服及び靴の設置など交差汚染防止対策の徹底が特に重要である。</p>
家きん	<p>・HPAIについては、令和2年度は18県52事例、令和4年度は26道県84事例と全国的に発生が多発し、本県でもそれぞれ12事例及び3事例の発生が確認されている。令和6年度においては、最も早い10月に発生が確認された後、令和7年2月までに14道県51事例が確認されており、本県でも2事例の発生が確認されている。令和7年度においては、令和8年4月までに14道県21事例が確認されており、本県でも2事例の発生が確認されている。</p>	<p>・HPAIウイルスを鶏舎内に持ち込む直接的な要因は未だ究明されていないものの、野生動物対策や人の出入り際の消毒など従来から行われている対策の徹底が重要である。このため、防鳥ネット、金網、鶏舎修繕等の物理的な野生動物の侵入防止対策に加えて、定期的な鶏舎周囲及び衛生管理区域辺縁部への消石灰散布等による消毒、殺そ剤や粘着トラップ設置による直接的な対策が必要である。さらに、人によるウイルス持込み防止のため、手指の消毒に加え、長靴の履き替えなどによる交差汚染を確実に防止することが重要であるとともに、農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアルにより、関係者の全てが適切な対策を実施できる体制の構築が必要である。</p>

3 課題に対し関係者が取り組むべき備え

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、畜産関係団体、防疫協定締結団体、自衛防疫推進協議会及び獣医師等と協力し、「家畜防疫の4本柱」を基本とする家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた防疫体制を整備する必要がある。
- (2) 市町村及び自衛防疫推進協議会は、地域防疫の要であり、家畜の所有者等との関係構築に努め、当該地域の実状に即した取組が必要であることから、これらの取組を行うための自主財源の確保を含めた体制整備に努めることが重要である。
- (3) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。
 - ① 獣医師等の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。

- ② 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施する。
- ③ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施する。
- ④ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施する。
- ⑤ 畜舎等に出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施する。
- ⑥ 衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓及び不要物の処分を行う。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

指導等の実施においては、令和2年4月に公布された家畜伝染病予防法の改正内容に合わせた水準で、これまでの取組に加えて飼養衛生管理マニュアルの整備、交差汚染防止対策及び野生動物対策の強化を中心に各畜種のバイオセキュリティレベルについてさらなる高位平準化を目指すこととする。

家畜防疫に関する最新情報については、家畜の所有者及び飼養衛生管理者への情報提供を通じて周知する。

自衛防疫推進協議会の活性化を通じて、市町村、生産者団体等との共同体制を強化、維持する。

畜産経営体に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産経営体に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

家畜防疫員は家畜の所有者及び飼養衛生管理者に対し、家畜の伝染性疾病の侵入防止対策を確実に実施するため、管理獣医師等の協力を得ながら、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルを作成するよう指導する。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認については、家畜防疫員による農場立入を主体に実施することとし、牛（成牛200頭以上）、豚（6頭以上）、家きん（100羽以上）の飼養農場については毎年度実施する。また、牛（2頭以上200頭未満）の飼養農場については、3年に1回程度実施する。飼養衛生管理者は家畜防疫員による立入検査の前に管理する農場の自己点検を行い、家畜防疫員はその結果を立入検査の際に確認し、改善が必要な項目について具体的な方法を示し、指導する。飼養衛生管理者は指導を受けた項目について再確認を行い、速やかに改善する。上記に加えて、豚飼養農場については3か月に一度、家きん飼養農場については鳥インフルエンザの発生リスクが高まるシーズンである9月頃から翌年5月頃まで毎月、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行い、その結果を家畜保健衛生所に報告する。報告を受けた家畜防疫員は、不遵守項目について、速やかな改善と繰り返して自己点検を行うことを

指導する。

さらに、家畜の所有者は、第 12 条の 4 に規定される定期報告について、農場の所在する市町村を通じ管轄の家畜保健衛生所へ提出する。

上記に該当しない小規模農場及び馬飼養農場に対しては、県ホームページや家畜防疫情報メール及び市町村自衛防疫推進協議会による情報提供を通じた啓発を行い、定期報告について、農場の所在する市町村を通じ、管轄の家畜保健衛生所へ提出する。家畜防疫員は、提出された定期報告の結果や監視伝染病の発生状況等に応じて立入検査等の方法により指導する。

なお、指導に当たっては、家畜の種類ごとに飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項及び期間並びに方法を定める。さらに、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき事項等（優先事項等）を定める。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、以下のとおり定める。なお、本サーベイランスについては、毎年度家畜防疫対策要綱に基づき国から示される全国的サーベイランスの実施方針、県内の地理的状況や監視伝染病の流行状況及び国の「家畜の伝染性疾病にかかるサーベイランス検討会」で検討された内容を踏まえて通知された内容を踏まえ、随時、見直しを行うものとする。

サーベイランス及び病性鑑定等の成績について、農場へ確実に還元し、成績の全体的な傾向については、飼養衛生管理者及び管理獣医師等が参加する研修会（宮崎県家畜保健衛生業績発表会、宮崎県家畜防疫連携会議、宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫会議等）を通じて還元する。

サーベイランス計画

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	清浄性維持	県内 一円	当年 4月1日 から 翌年 3月31日 まで	実施区域内で飼養されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	抗体検査又は細菌検査
	結核	清浄性維持				ツベルクリン皮内反応
	ヨーネ病	感染牛摘発、清浄性評価				一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査
	牛伝染性リンパ腫	感染牛摘発				一般臨床検査及び抗体検査
	牛ウイルス性下痢	PI牛摘発				一般臨床検査及び抗原検査
	アカバネ病	流行予察				抗体検査及び遺伝子検査
	チュウザン病	流行予察				
	アイノウイルス感染症	流行予察				
	イバラキ病	流行予察				
	牛流行熱	流行予察				
	ブルータング	流行予察				

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	伝達性海綿状脳症 (牛)	清浄性維持及び発生状況の監視	県内 一円	当年 4月1日 から 翌年 3月31日 まで	特定家畜伝染病 防疫指針において対象とされる牛	エライザ検査
豚	豚熱	免疫付与状況確認		特定家畜伝染病 防疫指針において対象とされる豚	実施区域内で使用されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査
	アフリカ豚熱	発生予察				
	オーエスキー病	感染豚群摘発及び清浄性評価				
鶏	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察		特定家畜伝染病 防疫指針において対象とされる鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛等	<ul style="list-style-type: none"> ①家畜の所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ⑥特定症状が確認された場合の早期通報 ⑦埋却等の準備 ⑧衛生管理区域専用の衣服及び靴の利用 	地域： 県下全域 時期： 令和6年度から令和8年度	家畜防疫員による立入検査の際に確認、指導を行う。指導のフォローアップとして、飼養衛生管理マニュアルについては基礎となるひな形を、記録簿については要件を満たす様式のもの、その他参考となる資料を手交する。
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ①家畜の所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤処理済みの飼料の利用 ⑥衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ⑦畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ⑧畜舎外での病原体による汚染防止 ⑨野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに放牧場における給餌場所の防鳥ネットの設置及び避難用の設備の確保 ⑩衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ⑪特定症状が確認された場合の早 	地域： 県下全域 時期： 令和6年度から令和8年度	家畜防疫員による立入検査の際に確認、指導を行う。指導のフォローアップとして、飼養衛生管理マニュアルについては基礎となるひな形を、記録簿については要件を満たす様式のもの、その他参考となる資料を手交する。

	期通報 ⑫埋却等に備えた措置		
家きん	①家きんの所有者の責務の徹底 ②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ③衛生管理区域の適切な設定 ④記録の作成及び保管 ⑤大臣指定地域における指導等 ⑥衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ⑦家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用ならびに手指の消毒 ⑧野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ⑨ねずみ及び害虫の駆除 ⑩衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ⑪特定症状が確認された場合の早期通報 ⑫埋却等に備えた措置	地域： 県下全域 時期： 令和6年度から令和8年度	家畜防疫員による立入検査の際に確認、指導を行う。指導のフォローアップとして、飼養衛生管理マニュアルについては基礎となるひな形を、記録簿については要件を満たす様式のもの、その他参考となる資料を手交する。

(重点的に指導等を実施すべき事項に係る補足)

○ 全畜種

・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

飼養衛生管理マニュアルは、図示や多言語化で全従業員が理解できる表示形式とするとともに、従業員に対する講習会の開催頻度など手順の周知方法や、手順に沿った更衣・消毒ができているかを事後確認するため入退場及び更衣・消毒の記録の方法についても併せて規定すること。

○ 豚・家きん

豚においては豚熱、家きんにおいては高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高いことから、以下の項目について積極的に助言を行うこととする。

・ 埋却等に備えた措置

本県では、防疫措置の際に焼却施設の利用が困難なため、所有者による適切な埋却地の確保を原則とする。埋却地の確保が十分ではない豚又は家きんの所有者は、県・市町村・関係団体等と連携し確保に努めるとともに、万一確保した埋却地が利用不可になった場合に備え、県・市町村は代替地として利用可能な公有地等を予め選定しておくこと。

○ 家きん

家きんにおいては、近年、全国的に多発している高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するために、以下の項目について、自主点検を含め指導を徹底する。

・大臣指定地域における指導等

県は、以下の①から③までの考え方に基づき、選定した地域について国へ報告を行い、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣から地域の指定を受ける。なお、県は選定した地域を報告する際、地域内の地形や農場分布等を踏まえ、必要に応じてまとめて又は分けて報告を行う。

- ① 過去5年間における発生農場において、当該農場から概ね半径10km以内に別の発生農場がある場合に、それぞれの発生農場から概ね半径10km以内の地域
- ② 半径3km以内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ当該農場における飼養羽数の合計が100万羽以上の地域
- ③ ①又は②に近接する農場が所在する地域又は地域内の戸数若しくは飼養羽数が②に該当しない地域において都道府県が必要と認める地域

県は大臣指定地域に所在する農場に対して、法第30条の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備えた消毒薬の備蓄及び入気口へのフィルター又は、不織布の設置、消毒薬又は水の散布等家きん舎及びその周辺の粉じん、羽毛等の侵入防止対策等の実施に必要な準備措置を講ずるよう指導するとともに、農場周辺における野鳥の生息状況の把握、農場内における野鳥誘引防止対策の実施及び地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策の検討について指導等を行う。また、当該地域内における野鳥誘引防止対策の実施にあたっては、第四章のⅡの(1)の自衛防疫団体等の活動として、対策を検討し、取り組むよう指導する。

・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用ならびに手指の消毒

家きん舎の数に応じた手指消毒設備の設置若しくは手袋・長靴を用意し、それらの更衣の際に交差汚染を防ぐ手順で実践すること。

・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

家きん舎周辺の整理・整頓（野生動物の隠れ場所となる物品を置かないことや、家きん舎周辺の草刈り）及び定期的な衛生管理区域及び鶏舎周囲の消石灰等による消毒を行うこと。

・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

野鳥等の小型の野生動物が侵入困難な2cm以下の網目の防鳥ネットの家きん舎への設置・破れがあった際の速やかな修繕に取り組むこと。ウインドウレスの家きん舎であっても、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物侵入を防止するためカバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの日常の点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアル等に記載すること。

・特定症状が確認された場合の早期通報

早期通報の基準（通例の2倍以上の死亡や、チアノーゼ等の症状）について具体的な数値

や写真を用いて、飼養管理に携わる従業員などの関係者に周知し、認識を共有した上で実践すること。

2 各年度の優先事項等

優先的に指導等を実施すべき事項等については、以下のとおりとする。

令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業員等への周知徹底 ・ 記録の作成及び保管 ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の利用 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等の準備 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和6年4月から 令和7年3月まで
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 処理済み飼料の利用 ・ 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置と使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・ 記録の作成及び保管 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和6年4月から 令和7年3月まで
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の消毒 ・ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・ 記録の作成及び保管 ・ ねずみ及び害虫の駆除 ・ 特定症状が確認された場合の早期通報 ・ 埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和6年4月から 令和7年3月まで

令和7年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従業員等への周知徹底 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の利用 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和7年4月から 令和8年3月まで
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従事者等への周知徹底 ・処理済み飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置と使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・記録の作成及び保管 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和7年4月から 令和8年3月まで
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従事者等への周知徹底 ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・記録の作成及び保管 ・ねずみ及び害虫の駆除 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和7年4月から 令和8年3月まで

令和8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛等	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従業員等への周知徹底 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせ	令和8年4月から 令和9年3月まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の利用 ・特定症状が確認された場合の早期通報 		た県内防疫レベルの高位平準化のため	
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従事者等への周知徹底 ・処理済み飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置と使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに放牧場における給餌場所の防鳥ネットの設置及び避難用の設備の確保 ・記録の作成及び保管 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和8年4月から令和9年3月まで
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの見直し及び従事者等への周知徹底 ・家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・記録の作成及び保管 ・大臣指定地域における指導等 ・ねずみ及び害虫の駆除 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	県下全域	改正後の飼養衛生管理基準に合わせた県内防疫レベルの高位平準化のため	令和8年4月から令和9年3月まで

3 計画の見直し

改善指導の状況等により、適宜、計画の見直しを行う。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 より適切な埋却地の確保

万一の発生時に迅速な防疫措置を実施するためには、埋却地の事前確保が重要であり、これまでに県内のほとんどの農場で埋却地を確保している。しかしながら、令和2年度の高病原性鳥インフルエンザの発生時には、埋却地が農場から離れており、移動経路付近に別の養鶏場があること等から、緊急的に別の埋却地を確保しなければならない事態も発生した。このため、県は市町村及び（一社）宮崎県建設業協会等と連携して埋却地の調査を実施し、より適切な埋却地を確保するよう助言や指導を行う。

2 大規模所有者が講ずる措置

大規模所有者のうち、下記に示す頭羽数を飼養する者は、自身の農場における監視伝染病発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）を策定する。策定に当たっては、人員や資機材の供与などの監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。また、状況に応じて周辺住民に対する説明及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組を行うこととする。このため、県は大規模所有者に対して、必要な助言や指導を行う。

豚：1万頭以上

家きん：20万羽以上

3 農場の分割管理の取組

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。

県は、家畜の所有者から分割管理について相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

畜産協会、市町村、関係団体（獣医師会、JA等）、生産者等が一体となり組織されている自衛防疫推進協議会は、本県の地域防疫の要となる団体であり、当該団体が行う取組の活性化が本県の家畜防疫の推進には不可欠である。このため、家畜防疫における地域での課題を把握し、自ら改善する地域防疫活動を推進し、これらの活動を行うための自主財源確保の取組を推進する必要がある。

県は、各地域の自衛防疫推進協議会等に対して、自主的に実施する防疫活動等の取組及び自主財源の確保への取組に関する地域防疫計画を策定するように指導するとともに、この計画に沿った防疫活動に対し支援を行い、自衛防疫団体の自立と活性化を図る。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

畜産県である本県にとって、家畜防疫員の確保は重要であるが、全国的に公務員獣医師を志望する学生が少ない事もあり、計画的な採用が難しい状況にある。このため、本県においては、採用年齢の上限撤廃や、初任給調整手当の給付等の待遇改善を実施している。また、獣医系大学での就職説明会や出張講義等により、本県における畜産の現状や防疫対策の取組等を紹介するとともに、本県への就職に興味を持つ学生に対しては、修学資金の給付やインターンシップ費用の一部助成により家畜防疫員となる公務員獣医師の確保対策を強く進めている。

2 家畜防疫員の育成

家畜防疫員としてのスキルアップのため、国主催の講習会等への積極的な派遣を行うとともに、病性診断等に必要となる基本的な技術取得のための研修や飼養管理の基本を学ぶ畜産試験場研修、さらには万一の発生に備えた防疫リーダー研修等を実施している。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家畜の所有者は、以下の業務（家畜伝染病予防法第12条の3の2第1項から第3項に定められている業務）を行う者を飼養衛生管理者として専任する。

- ① 衛生管理区域において家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者の管理
- ② 従事者等に対する飼養衛生管理基準の周知
- ③ 従事者等に対して家畜の飼養に係る衛生管理を適正に行うために必要な教育及び訓練

飼養衛生管理者は原則として衛生管理区域ごとに別の者を選任することとするが、上記①から③に掲げる業務の適切な実施に支障がない場合は、2以上の衛生管理区域を通じて1人の飼養衛生管理者を選任することも可能とする。ただし、大規模農場においては畜舎ごとに別の者を選任することとし、さらに、家きんにおいては1人当たり10万羽、豚については3000頭（肥育豚は1万頭）、牛については成牛200頭（育成牛は3000頭）を超えない場合に限り、2以上の畜舎を通じて1人の飼養衛生管理者を選任することも可能とする。

飼養衛生管理者に変更があった際は、家畜防疫員による立入検査時や、当該年度の定期報告を通じ管轄の家畜保健衛生所へ届出を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家畜の所有者は、飼養衛生管理者に対し、以下の内容に係る知識及び技術の習得並びに向上を図るよう努める。

- ① 国内外における家畜の伝染性疾病の発生状況及び動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び当該基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 宮崎県飼養衛生管理指導等計画の内容
- ④ 前3号に掲げるもののほか、飼養衛生管理者が第12条の3の2第1項各号に掲げる業務を行うために必要な知識及び技術の習得及び向上に資する内容

上記について、県は家畜防疫員の立入検査時に、飼養衛生管理者等に対して①から④の内容に係る知識及び技術の習得並びに向上についての説明または資料配付を行うとともに、飼養衛生管理者等が参加可能な地域での研修会の開催、県庁ホームページの更新や郵送、FAX、防災メールやひなた MAFiN（農政水産部ホームページ）等の方法により同様の機会を提供する。さらに、この飼養衛生管理者の研修受講状況については、定期報告において確認する

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 飼養衛生管理者に対しては、県内外の家畜伝染病の発生状況及び発生状況を踏まえた飼養管理の改善事項、一斉消毒の日等の県内の家畜防疫に関する事、その他参考となることについて、家畜防疫情報メール、郵送、FAX 及びひなた MAFiN 等の方法により情報提供する
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員向けの情報提供の方針については、当該外国人が飼養衛生管理者ではない場合は飼養衛生管理者が情報共有し、飼養衛生管理者である場合は家畜の所有者が情報共有するものとする。情報共有にあたり口頭での説明が難しい場合は、各農場の飼養衛生管理マニュアルに必要な事項を具体的に図示する等、共有の方法に配慮する。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

家畜防疫員の立入検査については、下記のスケジュールで対象農場の立入検査を実施する。

(1) 牛飼養農場

① 大規模農場

翌年2月末まで

② その他の農場

翌年1月末まで

(2) 豚飼養農場

翌年2月末まで

(3) 家きん飼養農場

① ブロイラー農場

9月末まで

② その他の農場（採卵鶏、種鶏等）

10月末まで

2 家畜伝染病予防法第12条の6に係る命令違反者の公表について

- (1) 県は、飼養衛生管理基準のうち、本計画で重点的に指導を定める事項に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、家畜伝染病予防法施行規則第21条の8第1項から第5項に記載された事項を記載した文書を交付して指導及び助言を行う。この際、改善すべき期限は、同項の文書を交付した日から1週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。

- (2) 県は、2の(1)の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、家畜伝染病予防法施行規則第21条の9第1項から第5項に記載された事項を記載した文書を交付して勧告を行う。この際、改善すべき期限は、同項の文書を交付した日から1週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。
- (3) 県は、2の(2)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、家畜伝染病予防法施行規則第21条の10第1項から第5項に記載された事項を記載した文書を交付して、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる。この際、措置をとるべき期限は、同項の文書を交付した日から1週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、1週間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間とする。
- (4) 県は、2の(3)の命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成 (参集範囲)	設置 時期	事務局	協議内容
宮崎県 家畜防疫 連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ○九州農政局宮崎県拠点 ○宮崎県 <ul style="list-style-type: none"> ・畜産局 ・中山間農業振興室 ・衛生管理課 ・自然環境課 ・高校教育課 ・港湾課 ・総合交通課 ・各家畜保健衛生所 ・西臼杵支庁 ・各農林振興局 (普及センター) ・畜産試験場 (本場・支場) ・農業大学校 ○市町村畜産主務課 ○畜産関係 <ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 宮崎県獣医師会 ・宮崎県農業共済組合 ・国立大学法人 宮崎大学 ・宮崎県農業協同組合 ・宮崎県家畜人工授精師協会 (県協会、地域7協会) ・宮崎県牛削蹄師会 ・(公社) 宮崎県畜産協会 ・(一社) 宮崎県配合飼料価格安定基金協会 ・協同組合日本飼料工業会九州支部 ・南国興産(株) ・(独) 家畜改良センター宮崎牧場 ・(一社) 宮崎県家畜改良事業団 ・(公社) 全国和牛登録協会宮崎県支部 	既設	宮崎県 家畜防疫 対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での家畜伝染病の発生状況等の情報共有 ・家畜防疫員による農場巡回指導について ・飼養衛生管理基準について ・農場防疫体制強化のための取り組みについて ・各団体・市町村における防疫対応の取組について ・防疫体制強化のための意見について ・宮崎県飼養衛生管理指導等計画について ・その他

	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県乳業協会 ・宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合 ・串間酪農業協同組合 ・霧島ビーフ農業協同組合 ・宮崎県南部酪農業協同組合 ・宮崎県家畜商商業組合 ・みやざき養豚生産者協議会 ・(一社)宮崎県養鶏協会 ・宮崎県養鶏農業協同組合 ・(有)松本畜産 ・(株)まつちく ・(株)みやざきバオリアイワ ・宮崎県畜産環境事業者協議会 ・(公社)宮崎県農業振興公社 ○ 畜産関係以外の防疫協定締結団体 ・(一社)宮崎県[△]ストコントロール協会 ・(一社)宮崎県警備業協会 ・(一社)宮崎県トラック協会 ・宮崎空港ビル(株) ・宮崎[△]イムハート連絡会(宮崎港) ・日南地区海運組合(油津港) ・細島港運協会(細島港) ・宮崎県[△]旅館生活衛生同業組合 ・宮崎県[△]ゴルフ場経営者協議会 ・JR九州宮崎総合鉄道事業部 ・(株)ナフコ ・NPO 法人[△]災害対策センター ・イオン九州(株)(ホームワイド) ・(株)ハンズマン ・(株)ニシムタ ・宮崎県動物薬品器材協会 ・宮崎県高圧ガス流通保安協会 ・平和リース(株) ・(一社)宮崎県建設業協会 ・(一社)宮崎県産業資源循環協会 ・(一社)九州建設機械[△]外協会九州支部 宮崎県部会 			
--	--	--	--	--

九州・沖縄・山口 家畜防疫 連携協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県畜産振興課 ・福岡県畜産課 ・佐賀県畜産課 ・長崎県畜産課 ・熊本県畜産課 ・大分県畜産振興課 ・宮崎県家畜防疫対策課 ・鹿児島県家畜防疫対策課 ・沖縄県畜産課 	既設 毎年 夏頃 開催	各県 持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について
熊本県・ 鹿児島 県・宮崎 県県境防 疫連絡協 議会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県畜産課、城南家畜保健衛生所 ・鹿児島県家畜防疫対策課、北薩家畜保健衛生所、始良家畜保健衛生所、曾於家畜保健衛生所 ・宮崎県家畜防疫対策課、宮崎家畜保健衛生所、都城家畜保健衛生所 	既設 毎年 10月 頃 開催	各県 持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について ・県境付近の家畜飼養状況について ・家畜衛生に関する情報交換について
熊本県・ 大分県・ 宮崎県 県境防疫 連絡協議 会	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県畜産課、阿蘇家畜保健衛生所 ・大分県畜産振興課、豊後大野家畜保健衛生所 ・宮崎県家畜防疫対策課、延岡家畜保健衛生所 	既設 毎年 10月 頃 開催	各県 持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の家畜衛生状況について ・県境付近の家畜飼養状況について ・家畜衛生に関する情報交換について

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

1 悪性伝染性疾病発生時の対応について

発生農場の防疫措置については、各疾病の特定家畜伝染病防疫指針及び宮崎県防疫マニュアルに基づき、迅速に実施する。

水際防疫については、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザについて、畜産関係施設以外の水際消毒体制について、別添のとおりとする。

地域防疫については、悪性伝染性疾病を媒介する病原体の性質、発生状況、地域における農場密度等を考慮した上で、畜産関係車両が通行する主要道路の消毒について検討する。

農場防疫については、各疾病の特定家畜伝染病防疫指針に基づく制限区域内農場における報告徴求及び飼養衛生管理基準の緊急点検を行うほか、家伝法 30 条の規定による緊急消毒やねずみ等の駆除の運用を検討する。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

1 観光牧場等に関する指導方針

観光牧場など、農場内を不特定かつ多数の者が立入ることが想定される施設においては、当該出入り口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員の立入検査等の方法により確認を行うこととする。